

シアターKASSAI利用規約

第1条(本規約の目的)

- 本規約は、「シアターKASSAI」(以下、当劇場という)の使用を「団体あるいは個人」(以下、主催者という)に許可する際の諸条件について定めています。主催者は本規約の遵守を条件として当劇場を使用できます。

第2条(予約と申し込み手続き)

- 当劇場の使用を希望される際は、本規約を了承し、所定の申し込み用紙(使用申込書)に必要事項を記入の上、お申し込みください。当劇場が使用申込書を受理した後、1週間以内に契約金をお支払い頂き、契約完了となります(詳細は後述)。契約金のお支払いがない場合、劇場使用予約は取り消しとなります。

第3条(使用時間)

- 使用時間は10:00から22:00とします。これには準備、片付け、清掃の時間も含まれます。22:00には完全に退出できるよう、開演時間を調整してください。

使用時間 10:00～22:00

日数	金額
5日間	460000円
6日間	480000円
7日間	500000円

※別途、電気料金として1ステージ3,000円が必要です。

※使用延長料金は、5,000円/30分となります。また、使用時間の著しい延長のために、当劇場スタッフの終電時刻を過ぎた場合、タクシー代金をご負担いただきます。

第4条(使用料金と申込キャンセル)

- 当劇場が使用申込書を受理した後、1週間以内に劇場使用料の20%を契約金としてお支払いください。
- 劇場使用の初日から起算し、6ヶ月以内に使用料の30%を前金としてお支払いください。お申し込み時点で既に6ヶ月を過ぎている場合、申し込みから20日以内に使用料の30%をお支払い頂きます。
- 残りの50%と電気料金は、使用最終日の1日前までにお支払いください。
- 契約成立後、使用者のご都合により契約を取り消される場合には、必ず当劇場所定の書面(契約取消申出書)を提出し、契約の取り消しをご通知ください。電話や口頭での受付はいたしません。契約の取り消しにはキャンセル料金をお支払い頂きます。キャンセル料金は、当劇場が契約取消申出書を受理した時点から使用初日までの日数で算出します。既納の予約金および劇場使用料金は、キャンセル料の一部または全部に充当いたします。

使用初日までの日数	365日以内	240日以内	180日以内	120日以内	120日未満
契約キャンセル料金	使用料の20%	使用料の30%	使用料の50%	使用料の70%	使用料の全額

第5条(禁止事項および使用細則)

- 当劇場を使用する権利は、直接契約を結んだ主催者のみが行使できます。いかなる場合も当劇場の使用権を第三者に譲渡、転売する事はできません。
- 劇場使用開始日の10日前には、施設および備品の使用に関する打ち合わせを済ませてください。その際には舞台美術、照明、音響の各仕込み図、搬入から搬出までのタイムテーブルを必ず提出してください。

- 当劇場建物内は禁煙です。喫煙は、建物外の指定場所でのみ許可いたします。
- 舞台上で本火・本水・火薬等の危険物使用を禁止します。また、当劇場建物内への危険物の持ち込みもできません。
- 搬入・搬出の際は、大声や騒音を出さず、近隣の住宅や事業所に十分配慮して作業を行ってください。
- 搬入・搬出の際の車両の停車位置は、必ず当劇場スタッフの指示に従ってください。
- 来場者の整理、誘導は、近隣の住民や事業所、通行者および通行車両の迷惑とならないよう細心の注意を払ってこれを行ってください。またその為に必要十分なスタッフの配置をお願いします。
- 来場者が劇場付近に吸殻やゴミを廃棄した場合、主催者の責任として速やかにこれを清掃してください。
- 劇場使用期間中に第三者から注意や苦情を受けたときには、速やかに善処し、必ず当劇場にも報告してください。その際、当劇場スタッフからの指示がある場合には、これに従ってください。
- 演出行為である場合を除いて、舞台、客席での飲食はできません。
- 舞台監督および照明、音響の技術者は、プロ又はそれに準ずる経験を持つ方に依頼してください。
- 機材の持ち込みは事前にご相談ください。安全性その他の問題で当劇場が不適切と判断した場合はお断りする事もあります。
- 楽器の生演奏は事前にご相談ください。近隣とのトラブルが予想される場合はお断りする事もあります。
- 主催者、主催者の関係者、または来場者が当劇場の施設、備品等に被害を及ぼした場合は、主催者の責任でこれを弁済して頂きます。
- 提出済みのタイムスケジュールに変更が生じる場合、主催者は速やかに当劇場に報告し、必ず了承を得てから変更してください。
- 主催者が当劇場内で行う活動について第三者からの問い合わせがある場合、主催者自身がこれに答えるものとし、当劇場はその責を負いません。
- 劇場の使用期間中に発生したゴミは、所定の場所に出してください。廃棄に金銭が必要となる事業系廃棄物は当劇場ではお取り扱いいたしません。すべてお持ち帰りください。

第6条(その他の禁止事項と利用差し止めの条件)

- 以下に該当する事実があると判断した場合、当劇場は主催者に是正を求める権利を有します。
改善されない場合は、契約後もしくは公演期間中であっても、当劇場の判断により利用の差し止めをします。
その際生じる損害については、当劇場は一切その責を負いません。
- ① 当劇場、もしくは第三者に対し、差別や不当な誹謗・中傷、名誉を毀損する行為や表現がある場合。
- ② 申し込みの記述内容と異なる使用、または虚偽の記載が見つかった場合。
- ③ 公序良俗に反する行為や表現、または法令に違反する行為や表現がある場合。
- ④ 本規約に対する違反がある場合。

第7条(当劇場の免責事項)

- 主催者および主催者の関係者、または来場者が被害者となる事故または盗難等が発生しても、当劇場は一切の責を負わないものとします。
- 一時的な停電により公演の続行が不可能な場合、または利用の一時的中断などが生じた場合、当劇場は口頭または文書による主催者へのお詫び以外の責を負わないものとします。
- 機材、設備などの故障に対しては、当劇場は速やかな修理、復旧に努める以外の責を負わないものとします。
- 地震、台風、その他の自然災害に起因する被害に対し、当劇場は一切責を負わないものとします。
- 劇場内における音漏れ・騒音の類に関して、当劇場は一切責を負わないものとします。
建物の構造や状態を、契約前にご確認ください。